

子育て応援パスポート交付規則をここに公布する。

令和2年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第53号

子育て応援パスポート交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子育て応援パスポートの交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(子育て応援パスポートの交付等)

第2条 知事は、子ども（いわての子どもを健やかに育む条例（平成27年岩手県条例第30号）第2条第1号に規定する子どもをいう。以下同じ。）の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、次のいずれにも該当する者に対し、その申請により、子育て応援パスポート（様式。以下「パスポート」という。）を交付する。

(1) 県内に居住している者であること。

(2) 現に監護する子どもが3人以上であり、かつ、当該子どものうちに12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含むこと。

2 前項の申請は、別に定める様式による子育て応援パスポート交付申請書を提出することにより行わなければならない。

(パスポートを利用することができる者)

第3条 パスポートを利用することができる者は、パスポートの交付を受けた者（以下「パスポート所持者」という。）並びに当該パスポート所持者が現に監護する子ども及び当該パスポート所持者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であってパスポートに氏名を記載された者（以下「パスポート利用者」という。）とする。

(パスポートの有効期間)

第4条 パスポートの有効期間は、交付の日の翌日から起算して2年を経過する日の属する年度の3月31日（同日前に利用者のうち最年少の子どもが12歳に達する日以後の最初の3月31日が到来する場合は、同日）までとする。

(パスポートの記載事項)

第5条 パスポートの記載事項は、次のとおりとする。

(1) パスポート所持者の氏名、住所及び生年月日

(2) パスポート利用者の氏名及び生年月日

(パスポートの記載事項の変更)

第6条 パスポート所持者は、パスポートの記載事項に変更が生じたとき（第2条第1項各号のいずれかに該当しなくなったときを除く。）は、当該変更の日から30日以内に、別に定める様式による子育て応援パスポート記載事項変更届にパスポートを添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により子育て応援パスポート記載事項変更届の提出があったときは、パスポートの記載事項を変更した上で、パスポート所持者に返還するものとする。

(パスポートの再交付)

第7条 パスポート所持者は、パスポートをその有効期間内に紛失し、又は損傷したときは、別に定める様式による子育て応援パスポート再交付申請書によりパスポートの再交付を申請することができる。この場合において、パスポートを損傷したときは、当該申請書には当該パスポートを添えなければならない。

2 パスポート所持者は、前項の申請の後に紛失したパスポートを発見したときは、速やかに当該パスポートを知事に返還しなければならない。

(パスポートの譲渡等の禁止)

第8条 パスポート所持者及びパスポート利用者は、当該パスポート所持者及び当該パスポート利用者以外の者にパスポートを譲渡し、又は貸与してはならない。

(パスポートの返還)

第9条 パスポートの有効期間が満了したとき、又はパスポート所持者が第2条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき、死亡したとき、若しくは失踪の宣告を受けたときは、パスポート所持者（パスポート所持者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときにあっては、その相続人又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の届出義務者）は、速やかにパスポートを知事に返還しなければならない。

(補則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

様式（第2条関係）

岩手県子育て応援パスポート 年 月 日まで有効					
住所					
所持者	氏名				
	氏名かな				
	生年月日				
配偶者	氏名				
	氏名かな				
	生年月日				
子ども	1	氏名	6	氏名	
		氏名かな		氏名かな	
		生年月日		生年月日	
	2	氏名	7	氏名	
		氏名かな		氏名かな	
		生年月日		生年月日	
	3	氏名	8	氏名	
		氏名かな		氏名かな	
		生年月日		生年月日	
	4	氏名	9	氏名	
		氏名かな		氏名かな	
		生年月日		生年月日	
	5	氏名	10	氏名	
		氏名かな		氏名かな	
		生年月日		生年月日	
交付日 年 月 日					
岩手県知事 氏 名 印					
交付番号 第 号					